

# 静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A 第3版

枠内を着色してある質問は、第2版で追加したのになります。

【業種別】

## 1 土木工事施工業者

Q 1-1

盛土条例の対象となる高さ（厚さ）はありますか。

本条例では、盛土等の高さ（厚さ）については規定をしていません。

対象とする盛土等を「盛土、埋立て及び堆積」と定義しており、これ以外の行為は規制の対象としていません。

Q 1-2

舗装工事における、路盤は盛土等に含まれますか。

舗装、路盤は、盛土等に含まれません。

Q 1-3

土砂等を工事区域外に搬出する場合、盛土条例の許可を受ける必要はありますか。

土砂等を運び出す行為だけなら、盛土等ではありませんので、許可を受ける必要はありません。

本条例は、運び出す者に土壌の汚染状況の調査を義務付けてはいませんが、運び出す先は土砂等が土砂基準に適合していることを確認しなければならないため、運び出す先から、土壌の分析や土地の使用履歴（地歴）の証明を行うよう求められることになります。

Q 1-4

土砂等を搬出する場合、土壌が汚染されていないことを、どのように証明したらよいですか。

土壌の分析や土地の使用履歴（地歴）によって、汚染されていないことを証明してください。

分析や地歴の調査の詳細な方法については、近日中に当課HPにて公表いたします。

### Q 1-5

土砂等（再生土としての再生砕石等を含む）を搬入し、工事で使用する場合、盛土条例の許可が必要となりますか。

盛土等を行う土地の区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上又は盛土等に使用する土砂の量が 1,000 m<sup>3</sup>以上の場合、本条例に基づく許可が必要です。ただし、構造物と考えられる舗装、路盤及び路床は盛土等には含みません。

### Q 1-6

土砂等を搬入する場合、土壌が汚染されていないことを、どのように確認したらよいですか。

許可が必要な盛土等を行う場合、本条例により、盛土等を行う者が、盛土等区域に持ち込まれる土砂等が土砂基準に適合することを確認しなくてはなりません。

土砂等を持ち込む者に土壌の分析や土地の使用履歴（地歴）の証明をさせて、結果を確認するという方法で行うことは差し支えありません。

### Q 1-6-①

土砂等を搬出する場合に、残土処理業者から、汚染されていないことの証明を求められたとき、どのように証明したらよいですか。

土地の利用状況等の調査（地歴）、土壌の分析及びこれらの調査の組み合わせによって、汚染のおそれがないことを証明してください。

まずは、今までの土砂等を発生させる土地の利用状況について確認。

【活用できる情報の例】

- ・ 国土地理院ホームページに掲載されている過去の航空写真
- ・ 土地の登記事項証明書 等

▼  
土砂基準物質を使用していた履歴の有無を確認

▼  
土砂基準物質を使用していた履歴がないことが明らかな場合(※)は、この履歴の調査をもって汚染のおそれのないことを証明することができます。

(※)田、畑、山林、住宅等として使用されていた場合が該当。

詳細な調査方法は、このQ & AのQ 1-6-②、盛土対策課ホームページの「土砂等を「運び出そうとしている方」及び「受入れる方」へ」又は「生活環境の保全のための基準にかかる調査Q & A「4 搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認」」に掲載しています。

Q1-6-②

土地の利用状況等の調査はどのように行えばよいですか。

土地の利用状況等の調査の結果により、今までの土地の利用状況が下表のどの欄に該当するか確認ください。

(下表) 汚染が存在するおそれがある土地の分類

a	b	c
汚染が存在するおそれがないと認められる土地	汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
住宅、山林、田畑など土砂基準物質が使用等されていないことが明らかな土地	直接に土砂基準物質を扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地(工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等)	a 及び b 以外の土地(土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地、過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地)

- ア 区分 a に該当する場合は、「汚染のおそれがない」とし、受入れが可能となります。
- イ 区分 b 又は c に該当する場合は、使用されていた可能性のある土砂基準物質の土壌分析調査結果を確認し、土砂基準の値と比較します。  
そして、土砂基準以下であることが確認された場合は、受入れが可能となります。

Q1-7

土砂等を工事区域内外に一時的に仮置きする場合、盛土条例の許可は必要ですか。

工事区域の内外に関わらず、一時的に土砂等を仮置き(盛土等)する場合、盛土等を行う土地の区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上又は盛土等に使用する土砂の量が 1,000 m<sup>3</sup>以上であれば、本条例に基づく許可が必要になります。

ただし、建築工事において、基礎工事部分を埋め戻すために掘削土を工事区域内に一時的に仮置きする場合や、採石及び砂利採取事業において、採取後の緑化等のために表土を剥ぎ取り認可区域内に一時的に仮置きする場合は、許可不要となります。(あくまで、工事や認可の区域内で発生した土砂等を元の場所に戻す場合に限りです。)

Q 1-8

森林法や都市計画法の許可を受けて造成工事等を行っており、まだ許可期間が残っている場合でも、施行日（令和4年7月1日）以降、盛土条例の許可を受ける必要がありますか。

許可期間内において、盛土量や盛土面積の増加等の計画変更をせずに事業を行う場合には、盛土等の許可は不要になります。（条例附則第4項のとおり）

Q 1-9

建築工事において、基礎内に土砂等を埋戻すことがあるが、この行為は条例の対象となるか。

擁壁や排水路等の構造物を設置するための掘削によって生じた隙間を埋める行為は、「埋戻し」として扱い、盛土等には含まないこととしています。

基礎工事もこの解釈と同様になり、埋戻しに該当するため、条例の対象になりません。

Q 1-10

ストックヤードは、条例の許可が必要ですか。

ストックヤードにおいて、保管する土砂等の面積が1,000m<sup>2</sup>以上又は量が1,000m<sup>3</sup>以上の場合は、盛土等の許可が必要になります。

様々な土砂等（碎石、砂、山土、改良土等）を分けて、小規模に保管する場合は、それらを合計した面積及び土量が、条例で規定する規模を超える場合は、許可が必要となります。

Q 1-11

ストックヤードにおいて、地面がアスファルトやコンクリートで覆われている場合、土壌の汚染の状況調査はどのように実施したらよいでしょうか。

地面の全面がアスファルトやコンクリートで覆われている場合は、土壌の汚染の状況調査を行うための器具が使用できませんので、調査の実施は不要です。

一方で、部分的にアスファルト等で覆われている場合は、覆われていない場所で調査を行ってください。

## 2 採石、砂利採取、改良土及び再生土を生産・販売する業者

### Q 2-1

製品を区域内に一時的に盛土等する場合、盛土条例に基づく許可は必要ですか。

採石又は砂利採取を行う者が、採石法又は砂利採取法の認可に基づいて、採取した土砂等を販売するために一時的に認可区域内に盛土等する行為は、許可は不要です。(条例第9条第1項第3号)

一方、改良土又は再生土の生産を行う者は、製品を事業区域内に一時的に盛土等する場合であっても、盛土等を行う土地の区域の面積が1,000㎡以上又は盛土等に使用する土砂の量が1,000㎡以上の場合は、許可が必要となります。

改良土や再生土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けている間は、本条例に規定する「土砂等」に該当しないため、条例の適用外になります。

### Q 2-2

区域外から、再生土の素材（土砂等）を搬入し、区域内に一時的に仮置きする場合、盛土条例に基づく許可は必要ですか。

区域外から、再生土の素材（土砂等）を搬入し、一時的に仮置き（盛土、埋立て、堆積）する場合には、盛土等を行う土地の区域の面積が1,000㎡以上又は盛土等に使用する土砂の量が1,000㎡以上であれば、本条例に基づく許可が必要になります。

### Q 2-3

採石や砂利採取の跡地を緑化するために、区域外からの土砂等を搬入し、盛土、埋立て、覆土を行う場合でも、盛土条例の許可が必要ですか。

緑化のための盛土、埋立てであっても、盛土等を行う土地の区域の面積が1,000㎡以上又は盛土等に使用する土砂の量が1,000㎡以上の場合、本条例に基づく許可が必要になります。

緑化のための覆土については、盛土等とは言い難いため、許可は不要と考えますが、全てのケースの想定が困難なため、このような場合には、事前に当課まで御相談ください。

Q 2-4

砕石、砂利、改良土及び再生土を販売する際、その都度、土壌の分析が必要となりますか。

砕石や砂利は、人為による汚染が考え難いため、土壌の分析又は土地の使用履歴（地歴）の証明で、汚染の状況を証明することが可能と考えます。

改良土や再生土については、土砂基準に適合した製品を適正に販売するためにも、少なくとも販売するロットごとに、土壌の分析を行う必要があると考えます。

Q 2-5

採石や砂利採取の跡地を緑化するために、採取前に表土を剥ぎ取り、認可を受けた区域内に一時的に堆積させる場合、許可は必要ですか。

採石及び砂利採取事業において、採取後の緑化等のために表土を剥ぎ取り認可区域内に一時的に仮置きする場合は、許可不要となります。（あくまで、認可の区域内で発生した土砂等を元の場所に戻す場合に限りです。）

採取によって凹地が形成され、他の土砂等と一緒に表土が埋立てられる場合には、許可が必要となります。一方、採取後が平地で、そこに表土を30cm未満の厚さで敷き均すのであれば、許可は不要となります。

Q 2-6

ストックヤードは、条例の許可が必要ですか。

ストックヤードにおいて、保管する土砂等の面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上又は量が 1,000m<sup>3</sup> 以上の場合は、盛土等の許可が必要となります。

様々な土砂等（砕石、砂、山土、改良土等）を分けて、小規模に保管する場合は、それらを合計した面積及び土量が、条例で規定する規模を超える場合は、許可が必要となります。

### 3 残土処理業者

#### Q 3 - 1

残土処理業者は許可を受ける必要がありますか。

盛土等を行う土地の区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上又は盛土等に使用する土砂の量が 1,000 m<sup>3</sup>以上の場合は、本条例に基づく許可が必要になります。

#### Q 3 - 2

搬入される土砂が少量でも土砂等の汚染状況の確認は必要ですか。

本条例では、「何人も土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。」と規定されており、少量の土砂でも汚染状況を確認する必要があります。

土砂等を持ち込む者に土地の利用状況等の調査（使用履歴）や土壌の分析の証明をさせて、結果を確認するという方法で行うことは差し支えありません。

#### Q 3 - 2 - ①

搬入される土砂等の汚染状況の確認は、どのように行えばよいですか。

土砂等を持ち込む者に対して、汚染のおそれがないことの証明書を提出するように求め、その内容を確認してください。

#### ア 土地の使用状況等の調査書（地歴）が提出された場合

参考様式第 2 号及び添付資料（今及び昔の地形図、今及び昔の航空写真、土地・建物登記簿などのいずれか）を確認し、土砂が発生する場所が、昔から、宅地、山林、田畑として利用されていた場合は、化学物質による人為的な「汚染のおそれがない」ものと考えられます。

土地の利用の状況が、宅地、山林、田畑以外で、工場跡地等の化学物質による人為的な「汚染のおそれ」が考えられる場合は、土砂等を持ち込む者に対して「土壌の分析」の実施を求めてください。

#### イ 土壌の分析の結果が提出された場合

分析結果を確認して、条例で規定する土砂基準以下であることを確認してください。

なお、この証明書は、土砂等を再利用・販売する際の証明としても有効に利用できると考えます。

Q 3 - 2 - ②

土地の利用状況等の調査が提出された場合、どのようなことに注意して受入れをすればよいですか。

土地の利用状況等の調査の結果により、今までの土地の利用状況が下表のどの欄に該当するか確認ください。

(下表) 汚染が存在するおそれがある土地の分類

a	b	c
汚染が存在するおそれがないと認められる土地	汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
住宅、山林、田畑など土砂基準物質が使用等されていないことが明らかな土地	直接に土砂基準物質を扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地(工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等)	a 及び b 以外の土地(土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地、過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地)

- ア 区分 a に該当する場合は、「汚染のおそれがない」とし、受入れが可能となります。
- イ 区分 b 又は c に該当する場合は、使用されていた可能性のある土砂基準物質の土壌分析調査結果を確認し、土砂基準の値と比較します。  
そして、土砂基準以下であることが確認された場合は、受入れが可能となります。

Q 3 - 2 - ③

土壌の分析調査の結果、土砂基準を超過した土砂等はどのように処分したらよいですか。

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設や廃掃法に基づく最終処分場で処理するか、「基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱」に基づいた措置を行う必要があります。

Q 3-2-④

汚染のおそれのないことの証明書は、どの程度の頻度で提出を求めればよいですか。

証明書は、少なくとも1つの事業や工事で1回は提出を求めてください。

同一の場所から土砂等が発生しているのであれば、汚染のおそれに変化はないと考えられます。

Q 3-2-⑤

汚染のおそれのないことの証明書は、確認後、どのように扱えばよいですか。

残土処分場等の盛土等を行う者が、盛土条例の許可を受けている場合は、証明書の写しを知事に提出していただく必要があります。提出後は、他の申請書類と同様に完了後5年間は保存してください。

盛土条例の許可を受けていない場合は、知事への報告は不要となりますが、上記に準じて適切に保管していただきたいと考えます。

なお、この証明書は、土砂等を再利用・販売する際の証明としても有効に利用できると考えます。

Q 3-2-⑥

土地の使用状況等の調査(地歴)では心配なので、土壌の分析を求めてもよいですか。

土地の使用状況等の調査(地歴)は、既に土壤汚染対策法において広く使用されている調査方法であり、信頼できる方法であると考えています。

土壌の分析は、時間も経費も掛かることから、必要な場合のみに求めることを検討ください。

Q 3-3

新たに受け入れる土砂等の汚染状況は調査可能ですが、既に受け入れ済みの土砂等の汚染状況の調査も必要でしょうか。

本条例では、許可を受けた者は、土壌の汚染状況の調査と水質の調査を行うことが規定されています。

許可を受ける前に受け入れ済みの土砂等については、汚染状況の調査を求めるものではありませんが、水質は、受け入れ済みの土砂の影響を受けると考えられることから、現状の水質を調査しておくことも検討ください。

Q 3 - 4

定期的な土壌の汚染の状況及び水質の調査の結果、土砂基準等を超過していることが判明した場合、どのように対応したらよいでしょうか。

土砂基準等を超過した場合には、少なくとも汚染源の特定、除去等が必要と考えます。

土砂基準等を超過していることが判明した場合には、直ちに盛土等を停止し、当課又は生活環境課に御相談ください。

Q 3 - 5

森林法の許可期間や土採取等規制条例の届出期間が残っている場合でも、施行日（令和4年7月1日）以降、盛土条例の許可を受ける必要がありますか。

許可や届出期間内において、盛土量や盛土面積の増加等の計画変更をせずに事業を行う場合には、許可や届出期間が満了する日までの間は、盛土等の許可は不要になります。（条例附則第4項のとおり）

## 4 農林業者

### Q 4 - 1

農業における畝立てや畔の補修は許可を受ける必要がありますか。

農業における畝立てや畔の補修は、盛土等とはいえないことから、許可は不要です。

### Q 4 - 2

田んぼから畑への農地転換のための盛土や埋立ては許可を受ける必要がありますか。

農地転換であっても、盛土等に該当するため、盛土等を行う土地の区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上又は盛土等に使用する土砂の量が 1,000 m<sup>3</sup>以上の場合は、本条例に基づく許可が必要となります。

#### Q 4 - 2 - ①

土砂や砂利採取のために畑等を一時的に転用し、砂利等の採取後に埋立てて畑に戻す場合、許可を受ける必要がありますか。

土砂や砂利採取のための掘削は許可不要ですが、掘削後に埋立てる行為が条例の規模要件以上となる場合には許可が必要となります。

#### Q 4 - 2 - ②

土砂や砂利採取のために畑等を一時的に転用し、砂利等の採取後に埋立てて畑に戻す場合、調整池や排水施設の設置は必要ですか。

条例では、公共用水域との接続する際には、それらの管理者と協議を行い、同意を得てから接続の設計をするように求めています。

このため、まずは、放流先となる河川、用水路、道路側溝等の管理者と協議してもらい、必要性について確認して記録を申請書に添付するようにしてください。

協議記録については、参考様式 5 号その 1 又はその 2 を使用していただいても構いません。

Q 4 - 3

林業のための作業道等の設置は、許可を受ける必要がありますか。

森林組合又は林業を営む者が国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、かつ、林道技術基準その他の林道又は作業路網の構造上及び施工上の指針に適合して行う林道又は作業路網の整備に伴う盛土等であって、事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うものは、許可は不要です。(施行規則第5条第3項第5号)